

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループが企業として存続・発展する上で、法と企業倫理に基づき行動し、経営の健全性・透明性の確保と企業価値を高めるためには、コーポレートガバナンスの充実が経営の最重要課題のひとつであると考えています。

また、当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の理念や原則の趣旨・精神等を踏まえた様々な施策を講じて、コーポレートガバナンスの強化に努めていくことを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳については、現時点では必要性が低いと判断しております。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は、株主における海外投資家の比率は相対的に低いため、英語での情報の開示・提供については、現時点では必要性が低いと判断しております。

【補充原則4 - 8 - 1】

当社は、社外役員とのミーティングを開催するなどコミュニケーションに努めており、現時点では、独立社外役員のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。

【補充原則4 - 8 - 2】

当社は、社外役員とのミーティングを開催するなどコミュニケーションに努めており、現時点では、経営陣や監査役会等との連携のために筆頭独立社外取締役などを設ける予定はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社が、持続的・安定的な事業活動を円滑に推進して行くためには、長期的なパートナーが必要不可欠であり、当社の政策保有株式については、相互の企業連携が高まることで、当社の企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本としております。

政策保有株式については、当社の企業価値向上の効果等を念頭に、取締役会で個別銘柄ごとに精査を行い、保有の適否を検証いたします。

政策保有株式の議決権の行使については、その内容が保有目的に適合するか否かで判断して行使いたします。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社が取締役と取引を行う場合には、法令および社内規程に則り、取締役会で決議・報告を行うこととしております。

また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、当該取引が当社および株主の共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1)当社は、「北越メタルグループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」とグループ基本理念を定め、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を高めていくことを使命としております。

また、当社は、中期経営計画「MPZ2018」を策定・公表し、その実現に向けて鋭意努力しております。

(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を上記1. 基本的な考え方に記載しております。

(3)当社の業務執行取締役、執行役員等の報酬は、業績に連動した報酬を基本方針とし、連結決算業績、個人業績、その他を考慮しており、取締役の報酬については、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。

(4)当社は、取締役会が執行役員を選解任を決定しております。

取締役候補の指名に当たっては、各人の経歴、見識および能力等を勘案し、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会を経て、取締役会で決定しております。

監査役候補の指名に当たっては、財務会計に関する知見も勘案し、事前に監査役会の同意を得た上で、決定する方針です。

(5)当社は、執行役員については、各人の経歴、見識および能力等を勘案し、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会を経て、取締役会で選解任を決定しております。

取締役・監査役候補者の説明については、株主総会参考書類にて記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、事業環境に機動的かつ柔軟な対応を可能とするため、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の分離を図っております。

取締役会は法令・定款で定められた事項のほか、重要な経営計画、一定額以上の投融資および固定資産の取得・処分など、取締役会規則に定めた決議事項について意思決定しており、取締役会規則に定められている決議事項以外は、執行役員を中心とする経営陣に業務執行に関する事項の意思決定を委任しております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社の取締役会は、取締役５名のうち３名が社外取締役あり、また、そのうち２名が独立社外取締役であります。独立社外取締役は、各々の知見に基づき、経営陣等から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させていきます。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、判断しております。

【補充原則４－１１－１】
当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名に当たっては、各人の経歴や見識および他の者とのバランス等を総合的に勘案した上で決定する方針であり、その指名に当たっては、経営会議にて事前審議を受けた後、取締役会で決定しております。
なお、取締役候補の指名については、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会の審議を経ております。

【補充原則４－１１－２】
当社の取締役・監査役の兼任する数は、その役割・責務を適切に果たすことができる範囲であると考えております。
なお、取締役・監査役の重要な兼務状況については、事業報告、有価証券報告書等に記載しております。

【補充原則４－１１－３】
当社は、取締役会の実効性の確保と機能を分析するため、取締役および監査役全員にアンケート調査を実施しております。その結果、昨年度の評価を踏まえ、資料の事前配布・事前説明の徹底を図り、更に重要案件については、説明・議論の時間を十分確保するように努めました。また、議事についても、自由闊達で建設的な議論・意見交換を促すような運営と雰囲気づくりに心掛けました。一方で更なる活発化に向けた工夫が望まれるとの課題を認識しましたので、今後も更なる改善を図って参ります。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス、リスク管理等に関し、就任時および継続的に各々の取締役・監査役に対しトレーニングの機会の提供とその費用の支援を行っております。
また、社外取締役・社外監査役には、就任時または適宜、当社グループの事業、財務、組織を含めた概況に関する情報の提供にも努めております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主や投資家等との対話全般については、総務担当取締役が統括し、各部門が連携して内容の充実を図るとともにインサイダー情報管理に努めております。
また、こうした対話で得られた株主意見等は、必要に応じ、取締役会等へ報告することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トピー工業株式会社	1,322,180	33.10
伊藤忠メタルズ株式会社	348,200	8.72
細羽強	200,000	5.01
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	173,800	4.35
株式会社北越銀行	172,100	4.31
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	136,800	3.43
株式会社第四銀行	136,520	3.42
MSIP CLIENT SECURITIES	126,400	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	85,600	2.14
株式会社関茂助商店	76,030	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月

業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 光昭	他の会社の出身者											
森山 昭彦	公認会計士											
米田 康三	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 光昭		――	田中氏には、国内外での勤務で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づく適切な助言等が期待され、当社の経営全般に対する監督・チェック機能強化と外部的視点での助言機能の充実が期待されるものと考え、社外取締役に選任しています。

森山 昭彦	○	_____	森山氏には、公認会計士、税理士としての専門的知識と幅広い見識に基づく適切な助言等が期待され、当社の経営全般に対する監督・チェック機能強化と外部的視点での助言機能の充実が期待されるものと考え、社外取締役を選任しています。 独立役員の指定理由 森山氏は、上記a～kのいずれにも該当せず、当社と同氏との間には特別の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定しました。
米田 康三	○	_____	米田氏には、長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識に基づく適切な助言等が期待され、当社の経営全般に対する監督・チェック機能強化と外部的視点での助言機能の充実が期待されるものと考え、社外取締役に選任しています。 独立役員の指定理由 米田氏は、上記a～kのいずれにも該当せず、当社と同氏との間には特別の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

両委員会は、委員の選定については取締役会の決議により、委員長の選定については委員による互選により社外取締役の中から、それぞれ決定することとしています。

なお、両委員会の事務局は総務部が担当しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査には、高志監査法人を選任し、監査役と会計監査人は、定期的な打ち合わせを含め随時情報の交換を行い相互の連携を高めることで、会計処理の適正性を確保し、監査の実効性の確保に努めています。また、内部監査については、業務執行部門から独立した社長直轄の組織として内部監査室(2名)を設置しており、内部監査規程の制定、施行及び内部監査手順を整備し、内部監査体制の充実を図っています。

監査役と内部監査室との連携は、監査役監査の実効性を確保する上で極めて重要との観点から、各々の監査範囲や監査手続きを相互に確認した上で、内部監査室による監査結果の報告等の定期的な打ち合わせを通じて情報交換を行い、連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本田 雅章	他の会社の出身者													
金井 一泰	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田 雅章		_____	本田氏には、トビー工業株式会社に培われた豊富な経験と幅広い見識により客観性・中立性を重視した外部的視点による公正で実効性ある監査が期待され、当社の経営監視機能の強化に資するものと考え、社外監査役に選任しています。
金井 一泰		_____	金井氏には、トビー工業株式会社に培われた豊富な経験と幅広い見識により客観性・中立性を重視した外部的視点による公正で実効性ある監査が期待され、当社の経営監視機能の強化に資するものと考え、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬は、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しています。

取締役の報酬については「報酬諮問委員会」における報酬の方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準などの審議を経て、取締役会で決定することとしております。

業務執行取締役の報酬には、定額報酬及び業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。

業績連動報酬は、金銭報酬と株式報酬で構成されており、前連結会計年度の連結業績や個人業績に連動するものとし、連結業績は、前連結会

計年度の連結経常利益を主要指標として、連結株主資本利益率、連結総資産利益率等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と経営活動、同業他社水準、その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出します。

株式報酬は、信託を用いた株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」であり、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しました。

社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、定額報酬としています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役に支払った総額報酬等を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記【インセンティブ関係】に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役には、法定の事項に加え、企業活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、随時担当部署が説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
住田 規	相談役	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤(報酬有)	2018/6/21	1年更新(ただし、上限有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要及び現状の体制を採用している理由

当社は、事業規模及びその内容から、取締役の業務の執行を監督する取締役会(取締役5名のうち3名が社外取締役であり、また、うち2名が独立社外取締役)と取締役会決議事項の事前審議及び取締役会からの委任事項の決定を行う経営会議、取締役の職務執行を監査する監査役会(監査役3名のうち2名が社外監査役)を基本機構とするガバナンス体制により、経営の透明性の確保や経営監視機能の充実に図るため、監査役会設置会社の形態を採用しております。また、当社は、執行役員制度を導入しており、経営の機能を「意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、意思決定の迅速化、並びに業務執行責任の明確化を図っています。なお、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、取締役及び執行役員の任期を1年としています。

取締役会は、月に1回の定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や重要な経営事項を決定しています。また、社外取締役に期待される取締役の業務執行に対する監督機能の強化と外部的視点での助言機能の充実に図るため、3名の社外取締役を選任しております。なお、3名の社外取締役のうち2名が独立社外取締役であり、この2名の独立社外取締役は、各々の知見に基づき、経営陣等から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させていきます。

経営会議は、常勤取締役(2名)と執行役員(5名)で構成され、月2回の開催の外、必要に応じて随時開催することにより、取締役会決議事項の事前審議や取締役会から委任された事項等について、的確、適正かつ迅速な経営判断を行える体制をとっています。また、経営会議の下部組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令遵守やリスクの未然防止に適切に対応する体制も整えています。

監査役会は、3名の監査役(うち2名が社外監査役)で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に基づき、業務執行の適法性について監査を実施しています。常勤監査役は、経営会議及びその他重要な会議に出席し、また3名の監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて取締役及び執行役員又は使用人に説明を求め、経営監視機能の充実に努めています。

なお、当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

会計監査人は、高志監査法人を選任し、監査役と連携し会計における適正性を確保しています。なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士の継続監査年数は7年以内です。

(2) 監査役の機能強化に向けた取組状況

当社は、監査役と会計監査人及び内部監査室との定期的な打ち合わせや随時の情報交換を行うことにより、監視機能の強化に取り組んでいます。なお、現在は、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため使用人を置くこととし、取締役からの独立を確保するため、当該使用人については他の部門を兼務しないものとし、その指揮命令は監査役が行うこととしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記2. に記載の通り、社外監査役も含めた監査役による監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しており、加えて、当社の取締役会及び監査役会は十分にその機能を果たしており、現状のコーポレート・ガバナンス体制は当社にとって最適と考え、採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に内容を十分ご理解いただくため、株主総会招集通知の発送を法定基準日より早期に実施しております。(平成30年は、法定基準日より5日早く発送しております)
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以前に株主総会を開催いたしました。
その他	株主総会招集通知を当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	各種開示資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社におきましては、独自に環境方針を定めISO14001の認証を取得しており、環境マネジメントシステムにより、これを維持・運用しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、効率的かつ適正な内部牽制が作用するよう、組織の編成や社内規程等の整備を図り、業務の適切な運用や不正発生の防止に努めています。法律的課題やコンプライアンス等の事項については、必要に応じて随時、顧問弁護士の指導を仰いでおり、適切な対応に努めています。また、「企業倫理相談窓口」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する社員等からの通報・相談に対応しています。

整備状況

1. 当社及び子会社（以下「当社グループ」という）の取締役等及び使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、委員長に当社代表取締役社長、委員に当社の常勤取締役及び執行役員並びに子会社社長を選任し、法令・企業倫理の方針・施策について検討し、実施するとともに、企業倫理相談窓口を設け、当社グループ一体で法令・企業倫理遵守に関する通報・相談に対応する。
- (2) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、財務報告の信頼性確保を含む内部統制システムの有効性を継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (3) 反社会的勢力排除に向け、グループ行動規範等に反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定め、必要に応じて警察、顧問弁護士等の専門機関と連携し、体制の強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧することができる状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営及び役職員の生命等に重大な影響を与えるリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会が対応し、不測の事態が発生した場合は、危機対策本部が迅速な対応を行い、リスクを最小限に止め、早期正常化を図る。
- (2) 子会社は、リスクマネジメントに関する事案が発生し又はその恐れのある場合には、関係会社規程に基づき直ちに当社に報告を行い、適切な対応を図る。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を法令で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決定する機関として位置付ける。
- (2) 常勤取締役及び執行役員によって構成される経営会議を開催し、業務執行の方針及び計画並びに実施に関し、審議決定するとともに、取締役会決議事項について事前審議を行う。
- (3) 執行役員制度を採用することにより、意思決定の迅速化、並びに業務執行責任の明確化を図る。
- (4) 当社の常勤取締役及び執行役員並びに子会社社長によって構成される関係会社会議を開催し、子会社の経営状況等について報告を受ける。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの役職員にグループ行動規範を周知させるとともに、当社グループにおける業務の適正を確保するため、子会社の経営上の重要事項について、関係会社規程に基づき事前報告を受け、グループ経営の観点から助言及び社内手続きを実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため使用人を置くこととし、取締役からの独立を確保するため、当該使用人については他の部門を兼務しないものとし、その指揮命令は監査役が行う。
- (2) 当該使用人の人事及び評価等については、監査役の同意を得る。

7. 当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等の不正行為、その他当社グループに著しい影響を及ぼす恐れのある事項等については、これを発見次第、監査役に報告する。
- (3) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知するとともに、報告者の保護を行う。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役が効率的に監査が行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る文書を閲覧し、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる体制を確保する。
- (2) 監査役と代表取締役社長及び会計監査人との定期的な意見交換会を年2回以上開催する。
- (3) 監査役に対して、必要に応じ外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ行動規範において「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。」と定め、さらに、コンプライアンス・リスク管理規程の基本方針においても「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるもので、企業倫理に反するものと認識し、その取引は断固拒絶するものとする。」と定め、一切の反社会的勢力と決別する宣言をしています。

その一環として、「反社会的勢力の排除に関する覚書」を取引先等と締結する取り組みを行っています。

また、反社会的勢力の対応窓口を総務部と定め、新潟県企業対象暴力対策協議会に加入・活動することで、反社会的勢力に関する情報を共有

化し、警察当局とも連携を図っています。さらに、役員及び全社員に、グループ行動規範を記載したカードを常時携帯するように指導を行うと共に、必要に応じ教育・研修を行い、反社会的勢力への対応の周知徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

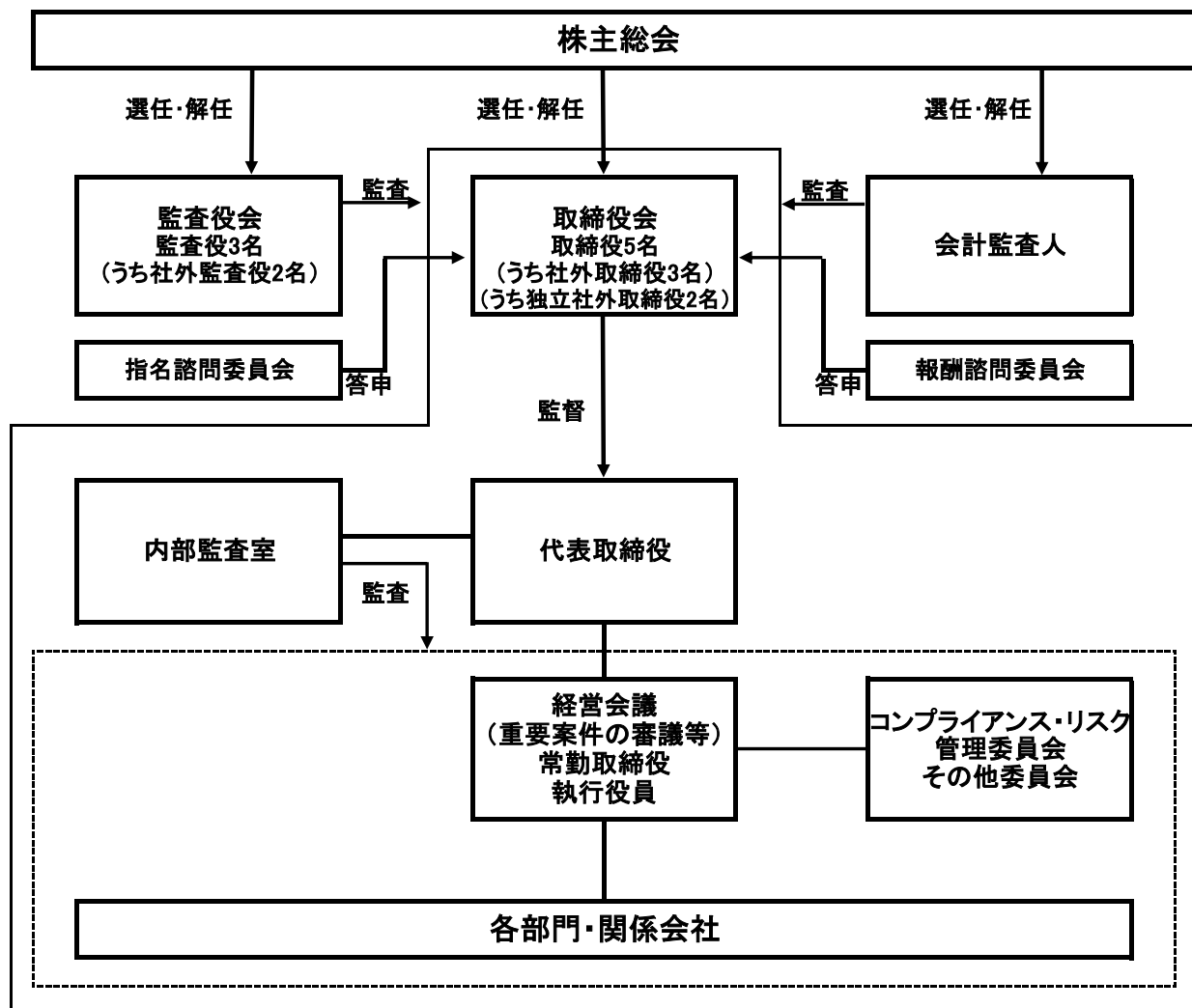
該当項目に関する補足説明

現在のところ、特に買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

